

平成29年6月27日
航空局国際航空課

日本・チェコ航空当局間協議の結果

6月23日（金）、東京において、日本・チェコ航空当局は、将来的には定期便を就航させるに相応しい航空需要があることを認識しつつ、新規航空協定締結に向け、協定の記載事項、今後の手続き等について意見交換を実施しました。

当該意見交換においては、新規協定締結までの間の暫定的な枠組みに合意しました。

○ 二国間枠組みの新規設定

- (1) 二国間輸送について自由な枠組みの設定（羽田空港を除く）
- (2) コードシェア枠組みの設定
 - 同一国、相手国、第三国企業との自由な枠組みの設定
 - 国内コードシェアの枠組みの設定

○航空当局間協議の出席者

日本側代表 ：水田 早苗 航空局航空交渉官 ほか
チェコ側代表 ：マレク・シュクルナ 国際航空課長 ほか

<問い合わせ先>

航空局 航空ネットワーク部 国際航空課
担 当：上塘、松木
電 話：03-5253-8111（代）
内 線：49162、49131
直 通：03-5253-8702
F A X：03-5253-1658